

平成31年 第3回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 平成31年3月12日

会 場 南会津町役場

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成31年3月12日(火) 午後1時30分
 2 開催場所 南会津町役場
 3 出席した委員

農業委員 10名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信	3番	湯田 義三
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男			9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 13名

田島第1	渡部 昭雄			田島第3	大竹 実
田島第4	湯田 慎也	田島第5	湯田 孝義	田島第7	浅沼 誠治
田島第8	平野 信行	田島第9	渡部 徳男	田島第10	渡部 和幸
		舘岩第1	斎藤 融		
舘岩第3	芳賀 敏			南郷第1	五十嵐 和
南郷第2	五十嵐久長	南郷第3	目黒久一郎		

- 4 欠席した委員

農業委員 1名

8番	芳賀 美紀
----	-------

農地利用最適化推進委員 4名

田島第2	星 又エ門	田島第11	猪俣 忠久	舘岩第2	大山憲三
伊南第1	森 哲男				

- 5 出席した事務局職員

局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	廣野 由美
---------	--------	----	-------

- 6 議 事

- 報告第1号 会務報告について
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第2号 現況確認証明申請について
 議案第3号 農用地利用集積計画決定について
 議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
 議案第5号 耕作放棄地の非農地判断について

7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議長 それでは、只今から議事に入ります。
日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届出があった農業委員は、8番 芳賀美紀委員で
あります。
本日の出席委員は10名ですので、農業委員会等に関する法律第27条
第3項の規定による過半数に達しております。
また、会議規則第10条の規定により13名の農地利用最適化推進委
員が出席しております。

議長 日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条第2項の規定により、
7番 渡部一男 委員、9番 山内 敬 委員を指名いたします。両名に
は、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

議長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事
務局から報告してください。

事務局 (事務局長補佐が会議資料により報告)

議長 只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら
お願いします。

議長 (「ありません。」の声あり)
質問がないようですので、会務報告を終わります。

議長 日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。
事件番号1と2について、調査担当の南郷第3区 目黒久一郎推進委
員から、調査結果の報告をお願いします。

南郷3 目黒です。調査結果を説明します。
譲渡人●●●●さん。譲受人○○○○さん。お二人は叔母、甥の関係
にあります。●●●●さんのところは、家に誰もいなくて田畑だけが残
っているという状態です。87歳で高齢となりこの際整理したいとい
うことで、甥の譲受人に無償で譲渡するという内容です。農地の場所
は譲受人の自宅の近くの2筆です。譲受人は、本業は□□□□を営
営していますが農業の方も力を入れて頑張っていますので、適正に管
理されると思われれます。以上です。

議長 説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に事件番号3から6についてであります。私が申請人となっている案件であります。農業委員会等に関する法律第31条に規定される「議事参与の制限」により、私は審議が終了するまで退席いたします。この審議の議事進行を会議規則第5条第2項の規定により、会長職務代理の室井文一委員にお願いすることといたします。

(会長退室)

職務代理 それでは、議事を再開します。議案第1号の事件番号3から6までを議題といたします。地区担当調査員の南郷第3区 目黒久一郎推進委員から調査結果の説明をお願いします。

南郷3 目黒です。続いて説明いたします。
譲渡人ですが〇〇〇〇さん。△△△△在住です。譲受人が■■■■です。××××の〇〇〇〇さんの実家も誰も住んでいなくて、田畑だけが残っているという状態です。この際すっきりさせたいので譲受人に相談したところ話がまとまったということです。譲受人が耕作することで今はしっかり管理していただけるものと思っております。以上です。

職務代理 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

職務代理 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

職務代理 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
ここで、五十嵐伸人会長の入室を許可します。

(会長入室)

職務代理 五十嵐伸人会長に申し上げます。議案第 1 号の事件番号 3 から 6 までの案件は、原案の通り許可することに決定いたしましたので、お知らせいたします。

議長 ありがとうございます。それでは議長交代します。
議案第 1 号の審議を続けます。
事件番号 7 から 11 については、湯田孝義推進委員が申請人となっている案件であります。審議に支障がありますので、湯田孝義推進委員には、当該案件の審議終了まで退室をお願いいたします。

(湯田孝義委員退室)

議長 それでは議事を再開します。事件番号 7 から 11 を議題といたします。地区担当調査員の田島第 4 区 湯田慎也委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 4 田島第 4 区の湯田です。調査結果を説明します。
譲渡人●●●●さん、譲受人○○○○さんです。●●●●さんは高齢で 88 歳になって、もう農業ができないということで○○○○さんに所有権を譲りたいということで話がまとまったということです。3 月 8 日に両者に確認をいたしました。譲受人は認定農業者で問題ないと思われ
ます。以上です。

議長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

田島 3 (大竹実) 参考までに伺いますが、議案書の 10 アールあたり■■■■円というのは、田と畑を一緒にということでしょうか。

田島 4 田畑それぞれの単価ではなく、田と畑併せての金額です。

議長 そのほかありませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
ここで、湯田孝義委員の入室を許可します。

(湯田孝義委員入室)

議 長 湯田孝義委員に申し上げます。番号7から11の案件は、原案の通り許可することに決定いたしましたので、お知らせいたします。

議 長 次に、事件番号12を議題といたします。地区担当調査員の 南郷第3区 目黒久一郎推進委員から調査結果の説明をお願いします。

南郷3 目黒です。
譲渡人は●●●●さん、譲受人は○○○○さんで隣近所になります。
譲渡人は●●●●を経営しておりまして譲受人の所有する駐車場を借用していましたが、今回駐車場を所有する代わりに農地を譲渡するという土地交換の内容でございます。譲受人は認定農業者ですので、今後は遊休農地の心配はなくなると思われれます。以上です。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号13を議題といたします。地区担当調査員の 田島第2区 星又エ門推進委員が欠席ですので事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 事務局八木沢です。星又エ門委員が欠席ですが、調査報告を預かっていますので報告させていただきます。

農地法第3条の許可基準との整合性ですが、全てクリアーしているということでございます。3月4日に直接譲渡人、譲受人の御宅に訪問して内容を調査したということです。譲渡人の父親が譲受人の経営する会社に生前勤められていたということで、手放す機会があれば声を掛けてほしいということを譲受人の方から言われていたということです。

譲受人がこの農地が必要な理由ですが、自宅のすぐ近くで玄関から200メートルの所に位置しているということで、酒造好適米の栽培をして、自家米で醸造をしたいということでした。価格の交渉もしております行政機関に問い合わせたりして、最終的に議案書記載の金額になったということで、合意を得たということです。

酒造好適米の栽培をするという理由で、この農地を利用するということなので、3条の所有権移転理由として正当であると考察されるという

ふうに、又エ門委員から報告を受けています、以上です。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)
議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
議 長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長 日程第5「議案第2号 現況確認証明申請について」を議題といたし
ます。
事件番号1から3までについて、地区担当調査員の田島第10区 渡
部和幸推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島10 推進委員の渡部です。調査結果を説明をします。
申請人は、記載のとおりで破産管財人になります。
証明を受けようとする土地は3筆で地目が畑ですが、現況は宅地です。
資料1にありますようにこの場所は、破産者の自宅兼店舗だったわけ
ですが、平成27年に火災に遭いまして建物は全部取り壊してあります。
利用状況が宅地でありましたので、コンクリート基礎やアスファルト敷
きがなされるなどして20年以上経過していきまして、農地への復元は困
難と見てまいりました。この件に関しては10日の日に●●●●さんの
立ち会いで現地を確認してまいりました。以上です。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対
してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)
議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ござい
ませんか。

(「異議なし」の声あり)
議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 日程第6「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」を議題と

いたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局

事務局の廣野です。議案第3 農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。

議案書の8ページをご覧ください。利用権設定の内訳の3月分になります。筆数、面積について再設定、新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が137筆、218,852.62㎡です。畑は5筆で1,977㎡です。新規は田が20筆34,414㎡、畑は8筆で18,694㎡です。再設定と新規合わせまして、田が157筆、253,269.62㎡、畑が13筆で20,617㎡です、合計が170筆、273,940.62㎡となります。

続いて9ページから17ページにつきましては利用権設定の一覧になります。この中で14番から18番まで使用貸借権になりますが、こちらは貸付人の希望となっています。13ページの91番から162番までの72筆につきましては農地利用集積円滑化事業の利用権設定となっています。163番から170番8筆については農地中間管理事業を活用した利用権設定となっています。農地の貸付を行うものが●●●●さんほか2名で福島県農業振興公社が借り受け人となって農地の中間管理権を取得するものです。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議長

(「ありません。」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議長

日程第7「議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局

廣野です。「議案第3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の内容を説明いたします。

19ページに田島、南郷地域農用地利用配分計画の一覧を載せております。先ほどの議案第3号で説明いたしました福島県農業振興公社が借り受けた農地8筆について、今度は○○○○さんほか2名に配分するという計画になっております。この中で3番の□□□□さんにつきましては、認定新規就農者で昨年3月に千葉県の方から転入されてトマト栽培の研修

を受けて平成 31 年度より就農されるという方でございます。3 月 22 日に家族経営協定の締結も予定されております。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

7 番

(渡部一男) ○○○○の代表者はどなたになっていきますか。

事務局

代表者は●●●●さんです。

7 番

了解です。

議 長

そのほかありませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第 4 号の審議を終了いたします。

議 長

日程第 8 「議案第 5 号 耕作放棄地の非農地判断について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局

事務局の八木沢です。

議案第 5 号の説明をいたします。

耕作放棄地の非農地判断について××××地区の現地調査の結果、63 筆、19,068 m²の土地について、農地に該当しない旨の判断を行うものであります。議案書の 21 ページから 23 ページまでが一覧となっております。一覧表の中で中ほどの「判断経緯等の欄」の説明をさせていただきます。「H30」は今年度 B 判定したという意味でございます。無印、空欄については、既に森林化しているなどの理由で農地パトで調査対象外とみていたということでございます。「A」とあるのは、農地パトでは A 判定となってきましたが、今回改めて調査したところ、周囲の状況から耕作不可能と判断されたものです。

「B」とあるのは、従前から B 判定の土地でございます。

資料 NO.2 を見ていただきますと、場所は■■■■の南側になります。

網掛けの部分が非農地判断の土地となっております。堂平地区全体が非農地化していて、網掛けになっていない白い部分は既に地目が農地ではないところでございます。

現地の状況は裏面の写真で代表的なところを抜粋したものであります。説明は以上です。

議 長 ここで、現地調査を担当した、山内敬委員、平野恒二委員から、補足説明があれば、お願いいたします。

9 番 (山内敬) 特段補足はありませんが、写真を見てのとおり状況ですので、農地への復旧はできないとみてまいりました。以上です。

議 長 ありがとうございました。
皆さんの方から、質問はありませんか。

南郷 3 (目黒久一郎) すみませんが、具体的に調査に当たられた方はどなたですか。

9 番 (山内敬) 私と恒二委員と事務局長です。

南郷 3 わかりました。

議 長 そのほかありませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第5号の審議を終了いたします。
本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。

事務局 (事務局長補佐が業務日程について説明)

議 長 何か、ご質問ございませんか。

(質疑なし)

議 長 その他に入ります。
事務局から、何かあればお願いします。

事務局 (事務局長補佐が、業務活動報告の締め切りについて、農業委員等報酬

の支払い等について説明した。)

議 長 そのほか皆さんからありませんか。

(大竹実推進委員から、利用権設定の推進に関しての手続きの確認の発言があり、事務局で回答した。)

(湯田義三委員から、利用権設定の推進にあたり周知方法の媒体について意見発言があった。)

議 長 そのほかありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 ないようですので、職務代理から閉会のことばをお願いします。

職務代 はい、それでは慎重審議ありがとうございました。

理 以上をもちまして、平成 31 年第 3 回南会津町農業委員会総会を閉じます。ご苦労様でした。

閉会 午後 2 時 2 5 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

7 番

9 番